平成２２年（フ）第６号
秋田県能代市字田子向136番地
破産者　加藤　英和
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第１０６号
秋田県仙北市田沢湖生保内字下滝沢62番地36
破産者　森　貴美子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第３９５号
山形市西田５丁目19番17号、開始決定時の住所山形市下条町２丁目18番29号
破産者　小島　千春
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９８号
金沢市高尾台１丁目26番地　メゾンドフルール105号、従前の住所金沢市横川１丁目24番地３
破産者　谷口　　勉
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１９３１号
愛知県尾張旭市東三郷町104番地
破産者　ジーシーエスこと　宮下　　明
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２６１号
名古屋市中村区塩池町１丁目12番６号
破産者　宮澤　　強
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９６４号
大阪府吹田市中の島町４番40号
破産者　川口慎太郎
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０４２号
大阪市浪速区元町３丁目６番21号三宅マンション３Ｄ号、開始決定時の住所大阪市東住吉区田辺５丁目11番10号
破産者　佐藤　弘人
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５２７号
京都府八幡市八幡安居塚28番地の22
破産者　米倉奈津子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７６９号
大阪市西区西本町３丁目１番14―903号
破産者　堀井　政一
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１７５号
大阪府東大阪市鴻池元町10番45―1106号
破産者　西條　聡志
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７８３号
奈良県生駒市北新町４番６号　サンコスモ生駒105号、開始決定時の住所奈良県生駒市俵口町1906番地１
破産者　染谷　英雄
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１０６号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘１―22―10武原方、開始決定時の住所大阪府豊能郡豊能町光風台３丁目21番地２―907
破産者　橋本　二郎
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１９１号
大阪府八尾市西山本町６丁目５―13　ボヌール102号、開始決定時の住所大阪府八尾市旭ヶ丘４丁目24番地　シャルル・コート・ラペ400号
破産者　伊瀬知俊一
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３２７号
大阪府東大阪市寺前町１丁目４番23号
破産者　大塚ノブヱ
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１５２号
大阪府門真市下馬伏町６番２―105号、前住所大阪府門真市大字三ツ島1153番地の９
破産者　沖田内装こと　沖田　義弘
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５０１号
大阪市東成区深江南３丁目２番28号
破産者　髙山　隆次
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６６５号
大阪府豊中市庄内幸町１丁目14番２号
破産者　簗瀬　良已
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１８１号
大阪市西成区千本南１丁目11番14―507号
破産者　白﨑　　誠
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部